

難易度
中級

広告・プロモーションと商標権侵害

～ネット・メタバース時代の販促・ブランディング活動の
思わぬ落とし穴、広告と商標権侵害～

2日間



LIVE



ライブ配信だからその場で講師に質問可能 &
アーカイブ配信も実施(各講義翌日から1週間)



・聞き逃しても安心!期間内はなんどでも・再生速度を変更可能!



講師

青木 博通 氏

ユアサハラ法律特許事務所
パートナー・弁理士

◆どのようなキャッチフレーズが登録になるのか、どのようなキャッチフレーズの使用であれば、商標権侵害にならないのか、ノベルティーへの商標の使用は商標権侵害になるか、ネット広告、インフルエンサーの広告、ステルスマーケティングはどこまで許されるかといった問題は、企業の商標・広告担当者の頭をいつも悩ます問題であり、明確な基準も確立されていません。

◆そこで、本講座ではこれらの問題について、最新の裁判例・学説を交え、商標登録の可能性、商標権侵害の基準について解説します。

◆メタバース（3次元の仮想空間）、NFT（非代替性トークン）に関連する商標の権利形成、商標権侵害についても日本の商標法、不正競争防止法、米国の事案などを交えて解説します。

【解説内容】

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 広告における商標の法的位置づけ <ol style="list-style-type: none"> (1)商標事件における「広告」の定義 (2)商品自体への使用と広告への使用の違い (3)役務「広告」の類否判断 (4)商標的使用の違い（不使用取消と商標権侵害） 2. キャッチフレーズの登録可能性 3. キャッチフレーズと商標権侵害 4. ノベルティー（プレミアム）商品と商標権侵害 <ol style="list-style-type: none"> (1)商標登録の必要があるか (2)侵害判断基準 (3)抗弁の方法 (4)裁判所が考慮する事情 5. インターネット・メタバース・NFTと広告 <ol style="list-style-type: none"> (1)ネット上使用する商標はどの役務・商品に属するか (2)ネット上使用する際の表示が商標か (3)ネット上、どのような使用が商標権侵害か
・検索連動型広告、メタタグ、ショッピングモール、越境、ハッシュタグ (4)国境を越えた広告はどこまで許されるか (5)メタバース、NFTと権利形成 (6)メタバース、NFTと商標権侵害 | <ol style="list-style-type: none"> 6. 広告と真正商品の並行輸入 7. 特異な広告（おとり広告、インフルエンサー、ステルス）と商標権侵害 8. 広告と著名商標の保護 9. 広告のみの使用と不使用取消審判 10. 広告代理店による広告内容の開示 <ol style="list-style-type: none"> 11. 他社の商標をどこまで使用できるか 12. 他社による商標使用と稀釈化・普通名称化 13. 広告と品質誤認 14. 国旗と広告 15. 商標とパロディ 16. 新商標（色彩、動き、音等）の広告と商標権侵害 17. 新商標・新意匠（画像・建築物・内装）とブランド戦略・マーケティング戦略 |
|---|---|

この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。
この研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として5単位が認められる予定です。
（※zoomにてご参加下さい。
アーカイブ視聴は単位認定対象外です。）

開催日時 2022年5月30日(月)、31日(火) 各日13:30~16:30

受講料 会員17,850円 一般21,000円(※税込)

申込 http://www.jiii.or.jp/kenshu/chizaikenshu_tanki.html

お問合せ先 (一社)発明推進協会 研修チーム TEL 03 3502 5439



申込みページ
QRコード